

【令和 7 年度後期介護等体験に係る事務取扱について】

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

介護等体験の実施に当たっては、京都府介護等体験「実施要項」及び京都府介護等体験に係る「取扱要領」に加え下記の事項により事務を進めていただきますようお願いいたします。なお、各様式は本会ホームページ（<http://www.kyoshakyo.or.jp/experience/>）内の「介護等体験事業の御案内」からもダウンロードできますので、ぜひ御活用ください。

1 介護等体験申込書の提出に当たって

- 1) 介護等体験の申込方法は、次の2つの方法から各大学で選択していただき、専用ページから提出ください。テストページによるテスト完了後、後日、大学ごとの専用ページのアドレスをお送りいたします。
 - ① 大学で Excel シートに取りまとめ、Excel データで専用ページから提出（パスワード不要）
様式は専用ページで確認（郵送及び WORD、PDF 等不可）
 - ② 学生が大学ごとの専用申込フォームに直接入力
※専用ページから学生が入力した情報を大学側で確認・修正し提出
- 2) 介護等体験の申込みに当たっては、別紙「記入に当たって」をよく読み、希望種別には、第1希望か第2希望のどちらかに必ず「高齢」か「障害」を入れるよう学生に対し指導願います。

2 学生の受入調整について

- 1) 本会で調整後「介護等体験受入決定通知書」（大学・施設様式）でお知らせいたしますが、調整後の具体的指示等については、施設と大学（若しくは学生）間において個別に連絡をお願いいたします。（体験当日の天候や本人の都合等による緊急時対応に関しても同様）
なお、社会福祉施設からの指示内容等は、随時把握いただきますようお願いいたします。
※学校事務の一斉休業（休暇）時は特に御注意ください。
- 2) 受入調整後の期日変更、再調整等については、正当な理由がない限り原則として行いません。大学、学生若しくは施設において、やむを得ない事情により再調整等の必要が生じた場合は、個別に調整願います。
※学生及び大学側の都合で体験日程の変更がある場合、「介護等体験日程変更連絡票」に御記入いただき、専用提出フォームからデータで提出ください。
「介護等体験日程変更連絡票」提出フォーム <https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/4a>

3 介護等体験費用について（5 日分）

●費用 8,250 円（税込み）（費用内訳：調整手数料 2,750 円+体験費用 5,500 円）

※各大学で体験人数が確定次第、京都府社会福祉協議会までお振り込みください。

【体験費用振り込み先】

預金口座番号	京都銀行府庁前支店 普通預金 5 6 8 8 9 4
口座名義	(福) 京都府社会福祉協議会 (フク) キョウトフシヤカイフクシキョウギカイ

【大学用】

- 昼食代等の実費が必要な施設については、介護等体験費用とは別に必要です。「施設概要票」等で確認してください。
- 必要な実費は各施設で異なりますので事前に金額を把握の上、現地で直接支払うように指導してください。

4 社会福祉施設への受入依頼について

社会福祉施設への受入依頼に当たっては、介護等体験受入依頼書（別紙様式 5 の 2）により、必ず依頼いただきますようお願いいたします。

5 添付書類について

1) 健康診断書等について

- ① 健康診断の写しの提出が必要な施設で介護等体験を行う学生については、各大学から各施設長に対し、介護等体験受入依頼の際、該当学生分の健康診断の写しを添付の上、送付願います。不都合のある場合は、各施設から各大学に直接連絡がありますので学生に指導願います。

- ②施設により特別な健康診断、細菌培養検査等の必要な場合があります。後日、本会ホームページ（<http://www.kyoshakyo.or.jp/experience/>）の「※京都府介護等体験施設情報」にも一部掲載されますが、検査項目及び有効期限や提出期限について、介護等体験受入依頼の際、各施設へ御確認いただきますようお願いいたします。

※閲覧には ID、パスワードが必要です。「受入決定通知」を送付する際にお知らせします。

2) 個人情報保護法にともなう誓約書について

学生の誓約書（別紙資料を参考）については、各大学から各施設長に対し介護等体験受入依頼の際、「介護等体験受入依頼書」に該当学生分を添付の上送付願います。

6 新型コロナウイルス等に関する対応について

1) 学生への事前指導の徹底のお願い

各施設で、体験実施に当たり、抗体検査の実施や検温など独自の受入条件を設けている場合があります。内容については「京都府介護等体験施設情報」に記載しますので、御確認ください。

2) 感染拡大に伴う事業の対応について

施設における感染症の拡大状況によっては、体験日程や受入施設を変更する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

その他、不明な点などありましたら、社会福祉法人京都府社会福祉協議会内、京都府福祉人材・研修センター（075-252-6297）までお問い合わせください。